

「しまねの畜産物」を使用しての調理教室応募要領

公益社団法人島根県畜産振興協会

1. 目的

島根県内において、「しまねの畜産物」の消費拡大を図るためのもの。

2. 応募事業の内容

「しまねの畜産物」を使用しての調理教室を次のとおり開催する。

1) 実施期間

応募採択日～平成31年2月末日まで（休日・祝祭日を含む）

2) 時間帯

10時～14時

3) 開催場所

応募採択を受けた機関団体（以下「当該機関団体」という。）が調理教室開催に必要な施設・設備を確保する。

4) 当該機関団体における実施回数

実施期間中の実施回数は1回とする。

5) 参加者

1回当たり20名とし、当該機関団体が確保する。

6) 参加者携行品

エプロン、水筒および筆記用具

7) 講師ならびに助手

公益社団法人島根県畜産振興協会（以下「島根県畜産振興協会」という。）が確保する。

8) 主催者

島根県畜産振興協会ならびに当該機関団体とする。

3. 経費負担

調理教室開催に必要な経費については、それぞれ次のとおり負担するものとする。

1) 当該機関団体

開催場所確保にかかる経費および参加者を確保するための経費

2) 参加者

材料費の一部として、1人当たり500円または1家族当たり1,000円を参加費として徴収する。

3) 島根県畜産振興協会

2)の参加費分以外の材料費および講師謝礼等

4. 特記事項

- 1) 島根県畜産振興協会は当該保健衛生所へ届け出を行うとともに、賠償責任および傷害保険への加入を行う。
なお、事故等不測の事態発生の場合には、主催者として島根県畜産振興協会と当該機関団体が責任分担と費用負担を担うものとする。
- 2) 島根県畜産振興協会は、調理教室開催当日アンケート調査を行う。
- 3) 島根県畜産振興協会は、調理教室終了後、当該機関団体に対して調理内容の普及啓発方を依頼する。
- 4) 応募事業の内容に定めのない事項等については、島根県畜産振興協会、当該機関団体間において協議のうえ定め取り組みを行う。

5. 応募の要件

- 1) 島根県松江市ならびに出雲市に事務所等を構える機関団体
- 2) 調理教室を行う施設・設備を用意し、参加者を1回当たり20名確保できる機関団体
- 3) 島根県畜産振興協会とともに主催者となれる機関団体

6. 応募期間

HP掲載日～平成30年9月14日（金）まで

7. 応募方法

- 1) 別添「「しまねの畜産物」を使用しての調理教室への応募について」に所要事項を記載のうえFAX送信のこと。
- 2) FAX送信先
島根県畜産振興協会（FAX0852-21-4481）

8. 受付

- 1) 方法
先着順に行う。
なお、5. の応募要件を満たしていない場合はこの限りではない。
- 2) 結果の通知
応募締切後、書面にて通知する。

以 上

（問い合わせ先）

〒690-0887 島根県松江市殿町19番地1 島根JAビル内 島根県畜産振興協会 あごう 吾郷まで
(TEL0852-31-3609) (FAX0852-21-4481) <http://www.shimane-chikushin.jp/>

(別添)

「しまねの畜産物」を使用しての調理教室への応募について

機関団体名

「しまねの畜産物」を使用しての調理教室へ次のとおり応募します。

区 分	内 容		備 考	
機関団体名 ・代表者役職名氏名				
担当者役職名氏名				
住 所	〒			
電話番号				
FAX 番号				
調理 教室 開 催	希望時期			
	予定 場所	名 称		
		住 所	〒	
		電話番号		
	参加予定人数 (人)			
	その他 要望事項			

(応募期間)

平成30年9月14日(金)まで

(応募先)

島根県畜産振興協会 (FAX0852-21-4481)

※FAXにて応募願います。